

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	母子保健法	法令の番号	昭和40年法律第141号				
不利益処分の種類	指定養育医療機関の指定取消	根拠条項	第20条第6項				
処 分 基 準	<p>児童福祉法第20条第8項の規定に準用する。 昭和62年7月31日厚生省児童家庭局長通知により養育医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	目次NO